



# グローバル・バリューチェーン上の 人権侵害に関連する米国規制と 人権デューディリジェンスによる実 務的対応（概要版）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 ニューヨーク事務所

2022年6月

## はじめに

### 第1章 グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制

- 1-1 グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制の類型
- 1-2 強制労働産品に関する輸入規制
- 1-3 人権侵害に対処するための輸出規制
- 1-4 一般特惠関税制度（GSP）
- 1-5 人権侵害に対処するための経済制裁
- 1-6 人権デューディリジェンス関連規制
- 1-7 人権侵害に対処するための政府調達規制及びマネロン規制

## 第2章 ビジネスと人権に関する国際的な規範、ガイダンス、指標等

- 2-1 主要な国際的な規範、ガイダンス、指標等
- 2-2 国連関連のフォーラム
- 2-3 国際労働機関（ILO）
- 2-4 経済協力開発機構（OECD）

## 第3章 人権デューディリジェンスの実践

- 3-1 人権デューディリジェンスの全体像
- 3-2 人権デューディリジェンスの内容
- 3-3 米国政府等の資料を活用した人権デューディリジェンスの実践（その1）
- 3-4 米国政府等の資料を活用した人権デューディリジェンスの実践（その2）

# はじめに

## ● 本レポートの背景

- 米国において近年、グローバル・バリューチェーンにおける人権侵害に対処するための規制が急速に発展している。
- これらに対処するための米国の政策手段は、輸入制限、輸出制限、経済制裁等さまざまであり、またそれらの対象も中国関係の製品や企業だけには限られず広範にわたっており、さらに近年新たな措置が次々と打ち出されている。
- 米国と多くの事業上の関連性を有する日本企業にとって、これらの規制に対応する実務的な必要性は高い一方で、これらの措置を体系的に整理して全体像から細部まで理解することは容易ではない。
- また、米国はこれらの規制や、関連するビジネスと人権に関する国際規範等を順守するために役立つさまざまな資料やツールを既に提供しているが、それらの資料やツールが日本企業にとって参照可能な形で十分に整理されているとは言いがたい。

## ● 本レポートの目的

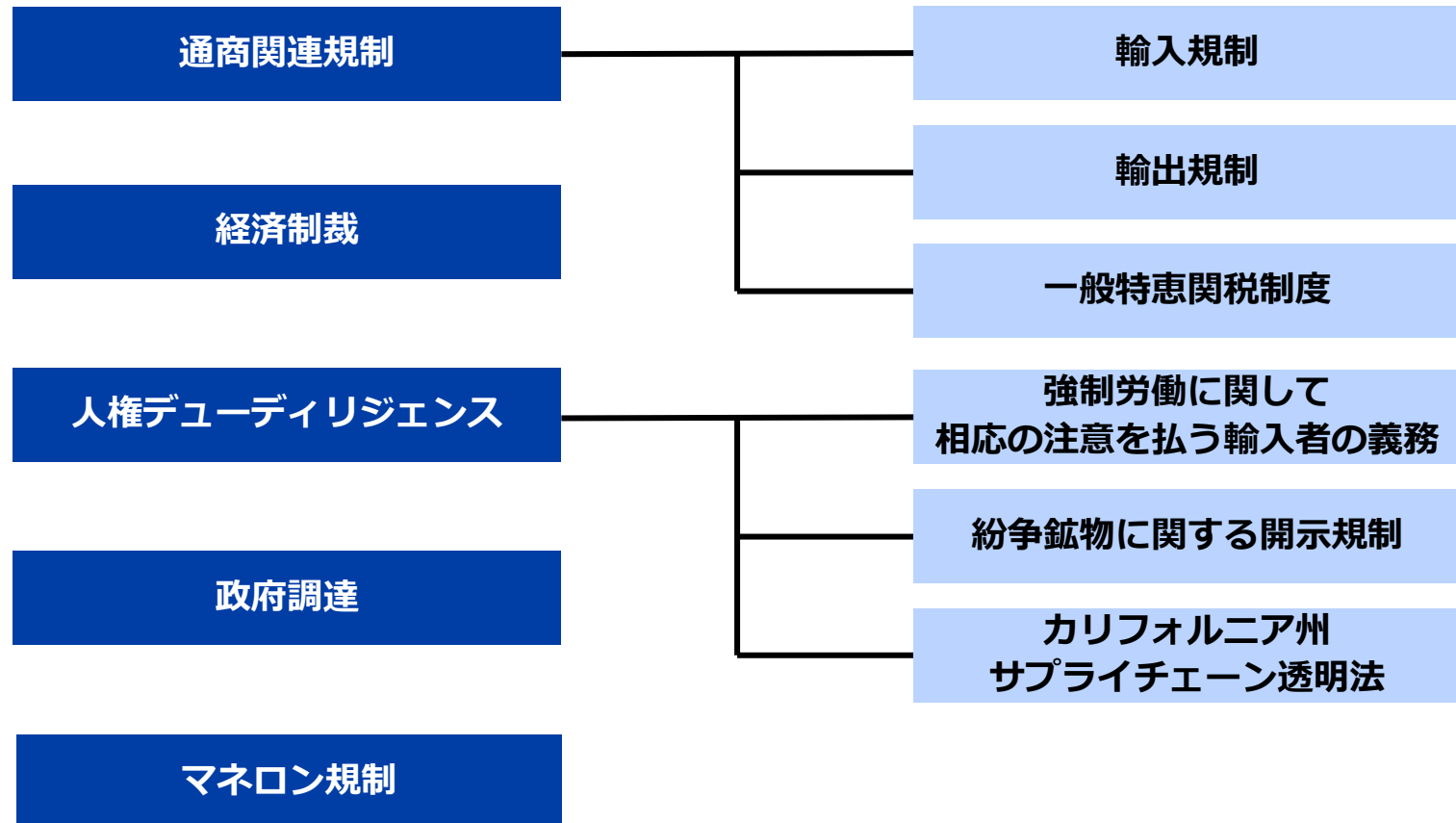
- グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制を体系的に整理（第1章）
- 企業がバリューチェーンにおける人権侵害を特定し、対処することを求める国際規範等について紹介（第2章）
- 企業が、これらの米国規制や国際規範等の順守のために求められる人権デューディリジェンスを、米国政府等が公表している資料やツールも活用しながらどのように実践し得るかについて解説（第3章）

# 第1章

## グローバル・バリューチェーン上の 人権侵害に関連する米国規制

# 1-1 | グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する 米国規制の類型

- グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制は、大きく分けて①通商関連規制、②経済制裁、③人権デューディリジェンス関連規制、④政府調達および⑤マネーロンダリング関連規制に分類される。
- 近年、通商関連規制のうち輸入規制および輸出規制、ならびに経済制裁の執行が特に強化されている。



# 1-2 | 強制労働産品に関する輸入規制

- 米国1930年関税法307条に基づき、外国で強制労働により生産等された産品の輸入が禁止されている。
- 2021年末にウイグル強制労働防止法が成立したことにより、新疆ウイグル自治区関連産品および中国の強制労働産品に対する輸入規制がさらに強化される見込みである。

## ● 制度の概要

- 米国税関国境保護局（CBP）は、輸入される貨物が、強制労働産品であることが合理的に示されている場合に、かかる貨物の引き渡しを保留する違反商品保留命令（WRO）を発動する。

## ● WROの発動傾向

- 輸入規制を行いやすくする法改正がなされた2016年以降、新疆ウイグル自治区産品を中心に、WROの発動件数が増加している。ただし、発動の対象は中国産品に限られず、他国の強制労働産品もWROの対象となっている。

## ● ウイグル強制労働防止法の成立

- 2022年6月21日以降、全ての新疆ウイグル自治区関連産品の輸入が原則として禁止される。
- 例外的に輸入が認められるためには、対象産品が強制労働により製造されていないことが明白で、説得的な証拠により示されていること等について厳しい立証が求められる。

## ● 今後の展望

- 輸入規制の執行は、特に新疆ウイグル自治区関連産品および中国の強制労働産品に関して強化される見込み。
- 米国に製品を輸出する事業者は、米国強制労働タスクフォースが策定する強制労働品輸入防止戦略の内容を十分に踏まえた上で、サプライチェーン全体を精査することが求められる。

## 1-3 | 人権侵害に対処するための輸出規制

- 米国輸出管理規則（EAR）に基づく輸出規制は、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマー等における人権侵害に対処するための政策手段の1つとなっており、近年一貫して執行が強化されている。

### ● 制度の概要

- 米国の安全保障貿易管理は、EARによって規律され、米国内にある全ての品目、米国産の全ての品目等の輸出、再輸出等に適用される。
- 品目の性状に着目したリスト規制と、品目の最終用途またはエンドユーザーに着目した規制が含まれる。

### ● 人権侵害への対応

- 近年、輸出先国での人権侵害に対処するための以下のような法改正および運用の進展が見られる。
  - ✓ 2016年10月の法改正により、商務省規制品目リストのうち犯罪防止・探知関連品目について、仕向国において将来の人権侵害のおそれ認められる場合には、輸出許可について好意的な判断が与えられないこととされた。
  - ✓ 2020年12月に、中国の施策で香港の自治が損なわれたことを理由に、香港は中国とは別の優遇された仕向国であることのステータスを失い、輸出許可要否の判断に当たって香港は中国と同様に扱われるようになった。
  - ✓ 中国におけるウイグル族等に対する人権侵害や、ミャンマーの軍事政権による人権侵害に関与した政府機関や事業者が、エンティティー・リストに掲載され、これらの者への輸出等が原則として禁止された。

### ● 今後の展望

- 2021年12月の民主主義サミットにおいて監視技術等の輸出制限に関する「輸出管理・人権イニシアチブ」を立ち上げるなど、米国は、同盟国・友好国と連携しながら、人権侵害に対処するための輸出管理をさらに強化する可能性がある。



# 1-4 | 一般特恵関税制度（GSP）

- 開発途上国に対する一般特恵関税制度（GSP）の適用可否の検討において、当該開発途上国における人権の尊重状況が考慮される（ただし、2022年6月時点でGSPは失効中）。

## ● 制度の概要

- 開発途上国を原産地とする製品の輸入について、一般の関税率より低い税率を適用することにより、先進国が開発途上国の経済発展を支援する制度。
- 米国は、一般特恵関税制度の受益国の認定に際して当該国における人権の尊重状況を考慮している。

## ● 具体例

- これまで受益国の認定に際して人権の尊重の状況が考慮された例として以下がある。
  - ✓ 2019年10月、タイが、労働者の権利を十分に保障していないことを理由に、一般特恵関税制度の一部の適用を受けられなくなった。
  - ✓ 同月、ボリビアおよびイラクについては、労働者の権利を保護する立法がなされたことを理由に、一般特恵関税制度の適用の継続が決定された。

## ● 今後の展望

- 米国の一般特恵関税制度は2020年12月末で失効しており、現在、一般特恵関税制度の制度改革について連邦議会で議論がなされている。

# 1-5 | 人権侵害に対処するための経済制裁

- 米国の経済制裁は、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマー等における人権侵害に対処するための政策手段の1つとなっており、今後、人権侵害を理由とする新たなSDNの追加等に注意する必要がある。

## ● 制度の概要

- 経済制裁は、米国の安全保障や外交政策の観点から、特定の国や個人・団体との取引を規制するさまざまな法律により規律されており、主に米国財務省外国資産管理局（OFAC）により執行されている。
- 特定の個人や団体がSpecially Designated Nationals and Blocked Persons（SDN）に指定されると、一般的に、米国内の資産凍結、米国入国禁止、取引の規制等の措置の対象となる。

## ● 人権侵害への対応

- 香港での人権侵害に関しては、大統領令13936号や香港自治法に基づき、香港自治の侵害に重大な貢献をする外国人等が制裁対象となっている。
- 新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁
  - ✓ グローバル・マグニツキー法や大統領令13818号に基づき、恣意的な拘禁や身体的虐待を含む深刻な人権侵害に関与する者がSDNに指定されている。
  - ✓ 大統領令14032号に基づき、ウイグル族の監視に関与したとされる中国企業等が、中国の軍産複合体企業に指定されている。米国人および米国企業は、中国の軍産複合体企業に指定された者が発行する公開有価証券および派生有価証券の売買が禁止される。
- ミャンマーでの人権侵害に関しては、大統領令14014号に基づき、ミャンマーの民主的手続きを損なう行為や政策等に責任がある外国人等がSDNに指定されている。

## ● 今後の展望

- いずれの地域に関しても、人権侵害を理由とする新たなSDNの追加等に注意する必要がある。

# 1-6 | 人権デューディリジェンス関連規制

- 米国では、連邦レベルでは事業者に対して一般的に人権デューディリジェンスを義務付ける法律はない一方で、関税法やドッド・フランク法がデューディリジェンスに関する規制を定めている。
- カリフォルニア州では、サプライチェーン透明法が人権デューディリジェンスの開示規制を定める。

## ● 強制労働に関して相応の注意を払う輸入者の義務（関税法）

- 関税法上、輸入者は、法令が順守されているかをCBPが判断するのに必要な書類および情報を提供する際に、相応な注意（reasonable care）を払う責任を有する。かかる法令には、上記1-2で取り上げた強制労働に関する輸入規制も含まれる。

## ● 紛争鉱物に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示規制（ドッド・フランク法1502条）

- コンゴ民主主義共和国周辺地域において紛争鉱物の取引が武装勢力の資金源になっており、これによって人道上の危機が生じていることに対処することを目的とする。
- 米国における上場企業で、紛争鉱物が製品の機能性または生産に必要とされる製品の製造事業者は、コンゴ民主主義共和国またはその隣接9カ国原産の紛争鉱物（タンタル・スズ・タングステン・金）に関するサプライチェーン・デューディリジェンスについての開示義務を負う。

## ● カリフォルニア州サプライチェーン透明法

- カリフォルニア州で事業を行う製造業者または小売業者で、世界での年間総受取額が1億ドル以上である者は、人身売買および奴隷制のリスクを評価および対処するために、製品のサプライチェーン・デューディリジェンス等に関する開示義務が課されている。

# 1-7 | 人権侵害に対処するための政府調達規制及びマネロン規制

- 米国政府は、政府調達規制において、受注事業者、下請事業者等が強制労働や児童労働を用いること等を禁止している。
- 米国外の人権侵害により得られた収益に関連する取引は、米国のマネロン規制の対象となり得る。

## ● 政府調達規制

- 連邦調達規則（FAR）は人身取引及および児童労働に関する規制を定めている。
  - ✓ 受注事業者、下請事業者等は、深刻な形態の人身売買への従事、強制労働の使用等が禁止され、禁止行為に違反した場合には契約の解除、政府調達の参加資格の一時停止・剥奪等の措置の対象となる。
  - ✓ 調達対象製品の児童労働のリスクが高い場合、受注事業者は製品の生産に児童労働が用いられていなかったかを誠実に調査し、受注事業者の知る限り児童労働は使用されていないことを保証しなければならない。児童労働を使用した場合等には参加資格が一時停止・剥奪され得る。
- 国防連邦調達規則（DFAR）はFARを補足し、受注事業者に対して「人身取引の深刻な形態または強制労働の使用を支援または促進する活動」を禁止する等人身取引に関してより広い禁止行為を定めている。

## ● マネロン規制

- 「特定の違法行為」（人身取引、児童の売買、児童の性的搾取、商業的性行為のための児童を含む人の運送、募集または蔵匿が含まれる。）から得た収益に関連する金融取引を行う者は、一定の要件を満たす場合に刑事罰および民事制裁金の対象となる。
- 「特定の違法行為」自体が米国外で行われている場合にも、以下の要件を満たす場合、規制対象となる。
  - ✓ 当該金融取引が米国人によって行われるか、または外国人によって行われる場合であっても、当該金融取引の一部が米国で行われる。
  - ✓ 当該金融取引または関係する一連の取引が1万ドルを超える価値の金銭または金融商品を伴う。

## 第2章

# ビジネスと人権に関する国際的な規範、 ガイダンス、指標等

## 2-1 | 主要な国際的な規範、ガイダンス、指標等

- ビジネスと人権の問題についてはこれまでに、企業に対してビジネスやサプライチェーンにおける人権の尊重を求める国際的な規範が複数のフォーラムで発展してきた。

### ● 意義

- いずれも法的拘束力はないものの、企業が人権尊重責任を果たす上で重要な指針を提供するものであり、また、米国の人権関連規制の順守という観点からも、国際的な規範等を十分に理解することが求められる。

### ● 主要な国際的な規範、ガイダンス、指標等

- 国連関連のフォーラム
  - ✓ ビジネスと人権に関する国連指導原則
  - ✓ われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ
  - ✓ 国連グローバル・コンパクトの10原則
  - ✓ 子どもの権利とビジネス原則
- 国際労働機関（ILO）
  - ✓ 多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言（ILO多国籍企業宣言）
  - ✓ 強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック
  - ✓ 強制労働の指標
- 経済協力開発機構（OECD）
  - ✓ OECD多国籍企業行動指針
  - ✓ 責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンス

## 2-2 | 国連関連のフォーラム

- グローバル化・多国籍企業の出現に伴い、ビジネスの主体である民間企業が事業進出先の他国においても、深刻な人権侵害を引き起こしている事象の増加が世界的に問題視されるようになった。
- 企業の多様化を踏まえ、企業の人権尊重責任に関する規範等が国連関連のフォーラムで形成されてきた。

### ● 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

- 2011年に国連人権理事会の関連決議により全会一致で承認された。
- ①しかるべき政策、規制、および司法的裁定を通じて、企業を含む第三者による人権侵害から個人を保護するという国家の義務、②人権を尊重するという企業の責任、③司法的、非司法的を問わない実効的な救済へのアクセスの3つの柱によって支えられている。
- ②に関する原則には、企業が行う人権デューディリジェンスの基礎となるものが含まれる。

### ● 「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」

- 宣言および目標で構成され、宣言部分では、企業を含む民間セクターに対しても、公的セクターと並んで、環境・社会課題に取り組む主体としての役割が求められることを明示する。

### ● 「国連グローバル・コンパクトの10原則」

- 世界人権宣言等の内容から導き出される10原則により構成され、署名した企業や団体は、これらの原則を、企業戦略等に取り込むことが期待されている。

### ● 「子どもの権利とビジネス原則」

- ユニセフ、国連グローバル・コンパクトおよびセーブ・ザ・チルドレンによって作成され、企業に対して、子供の権利を尊重する責任を果たすために求められる行動を示している。



## 2-3 | 国際労働機関（ILO）

- 国連関連のフォーラムによって形成された国際規範等と並び、ILOが作成する規範、ガイダンス、指標等も、ビジネスと人権の問題に関連して参照されるものとなっている。

- **「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言（ILO多国籍企業宣言）」**

- 主にILO条約および勧告に盛り込まれている原則に基づいて、雇用、訓練、労働条件・生活条件、労使関係等の分野に関し、多国籍企業、政府、使用者団体および労働者団体に対して指針を提供する。
- 一般方針として掲げられた原則には、人権デューディリジェンスに言及した原則も含まれている。

- **「強制労働との戦い：雇用者および企業のためのハンドブック」**

- 国際経営者団体連盟とILOが共同で作成した強制労働に関する雇用者のためのハンドブックである。
- 雇用者に対して、強制労働の定義や、強制労働を探知したり強制労働に対処したりするための方法に関する最新の指針を提供し、その事業において強制労働が存在しないことの確保を目指すものである。

- **「強制労働の指標」**

- 強制労働に該当するか否かを見分けるための指標として、11項目が挙げられている。
- CBP作成のガイドラインでは、輸入者が強制労働に関する輸入禁止措置に係る判断をする際に検討すべき項目として、当該指標の参照を求めている。



## 2-4 | 経済協力開発機構（OECD）

- OECDは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」等で求められている人権デューディリジェンスを実施する上で役立つガイダンス（セクター別のものも含む）等を公表している。

### ● 「OECD多国籍企業行動指針」

- 多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的に取るよう勧告するために、OECDが策定した指針であり、ビジネスと人権に関する国連指導原則の内容も取り込まれている。
- 一般方針、情報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学および技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

### ● 「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイダンス」

- デューディリジェンスのための勧告および関連する規定を平易な言葉で説明することにより、企業に対して、企業がOECD多国籍企業行動指針を実施するための実務的な支援を提供する目的で採択された。
- 人権デューディリジェンスのプロセスは、①責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む、②企業の事業、サプライチェーンおよびビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する、③負の影響を停止、防止および軽減する、④実施状況および結果を追跡調査する、⑤影響にどのように対処したかを伝える、⑥適切な場合、是正措置を行う、によって構成されるとしている。
- 人権デューディリジェンスを構成する各プロセスの具体的な行動例を示すとともに、附属書として、デューディリジェンスに関する追加的な説明、ヒントおよび理解に役立つ例を提供している。
- 鉱物、採掘、衣類・履物、農業および金融機関といった特定のセクターについては、セクター別のデューディリジェンス・ガイダンスも公表している。

## 第3章

# 人権デューディリジェンスの実践

## 3-1 | 人権デューディリジェンスの全体像

- 人権デューディリジェンスの実践過程においてまず参照すべきは、企業が引き起こし得る深刻な人権侵害に対して企業が果たすべき責任を示す「ビジネスと人権に関する国連指導原則」である。

### ● 人権を尊重する企業の責任

➤ 国連指導原則は、企業に対して以下の点を求めている。

- ✓ 企業活動による人権への負の影響の惹起・助長の回避、およびそのような影響が生じた場合の対処
- ✓ （自ら助長していない場合であっても）取引関係により自社の製品・サービスに直接関連する人権への負の影響についての防止・軽減

### ● 具体的な運用

➤ 上記要請のための具体的な運用として、以下が求められている。

- ✓ 人権を尊重する企業の責任を果たすという方針（人権方針）によるコミットメント（右記①）
- ✓ 人権への負の影響の特定・防止・軽減・対処についての責任を持つための人権デューディリジェンスの定期的な実施（右記②から⑤）
- ✓ 企業が惹起または寄与した負の影響に対する救済手続きの整備（右記⑥）

図1. デューディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



（出所）日本語版「責任ある企業行動のためのOECDデューディリジェンス・ガイドランス」<<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>> 23頁

## 3-2 | 人権デューディリジェンスの内容

- 人権方針によるコミットメント、人権デューディリジェンスの実施および救済措置の整備は一体的に行われ、常に人権に関するコンプライアンス体制を検証し続ける作業となる。

### ● 人権方針によるコミットメント

- 人権デューディリジェンス実践の基盤となる取り組みである。
- 自社の従業員に対し、経営陣の期待を明確に伝え、自社内で意思統一を果たすとともに、コミットメントを実行に移すための内部手続きを整備するきっかけとなる。また、取引先と自社方針に従った関係構築を進めるための重要な手段ともなる。

### ● 人権デューディリジェンスの実施

- 以下のような手順を踏みつつ行われる。
  - ✓ スコーピング：毎回の人権デューディリジェンスにおいて、人権侵害の「深刻性」を考慮しながら、企業活動が関わり得る人権リスクについて適切な優先順位づけを行う。
  - ✓ データ収集：確定したスコープに基づき、情報収集を行う。
  - ✓ リスク分析：収集した情報に基づいて、国際人権基準に違反するまたは潜在的に違反する可能性のある事実（人権リスク）の有無・その大小（深刻性等）を分析・検証する。
  - ✓ リスクの停止・防止・軽減・是正、施策モニタリング：分析・特定したリスクの内容を踏まえ、「最も深刻、または対応の遅れが是正を不可能とするような人権リスク」から優先順位を付けて対応方法を検討する。
  - ✓ 報告：自社が関与する人権リスクにどのようにして取り組んでいるかについて公開する。

### ● 救済措置

- グリーバンスメカニズム（救済メカニズム）等を通じ、人権への負の影響を是正する。グリーバンスメカニズムは、人権の負の影響の特定や、対応の有効性の追跡評価にも役立つ。

## 3-3 | 米国政府等の資料を活用した人権デューディリジェンスの実践 (その1)

- 米国政府は、企業が、人権デューディリジェンスに関する国際規範上の要請を充足するために、また米国規制に対応するために、さまざまな資料やツールを作成および公表している。米国関税法307条が規制対象とする強制労働問題に関連して、例えば、以下のような資料やツールがある。

### ● 強制労働問題

- 国別/製品別の強制労働リスクを把握するのに役立つ資料の例
  - ✓ CBP「[WROと認定 \(Findings\) のリスト](#)」
    - WROや強制労働産品認定の対象となっている品目および対象生産者/地域のリスト
  - ✓ 米国労働省「[より良い貿易のためのツール](#)」
    - 問題になっている強制労働等の形態とともに、強制労働産品の原産国、品目の関税番号および製品概要を一覧として確認できるウェブサイト
  - ✓ 米国国務省「[責任ある調達ツール](#)」
    - 国ごとおよび業界ごとの人身取引リスクの包括的な評価と、当該リスクに対処するための一連のツールを提供するプラットフォーム
- 強制労働リスクを特定し、防止する体制を構築するのに役立つ資料の例
  - ✓ 米国労働省「[コンプライチェーン](#)」
    - さまざまなセクターにおける人権デューディリジェンスの実例50件以上に基づいて優れた実践例を用いつつ、Q&Aを提供し、企業のコンプライアンス体制構築を支援するウェブサイト

## 3-4 | 米国政府等の資料を活用した人権デューディリジェンスの実践 (その2)

- 監視機器による人権侵害、紛争鉱物問題（ドットフランク法対応）への対処には、以下の資料が有用である。また、米国は一定の高リスク国・地域については、米国政府の各種措置を踏まえた統合的な勧告を発出し、企業に慎重な人権デューディリジェンスを行うことを促している。

### ● 監視機器による人権侵害

- 米国国務省「[監視機能を有する製品またはサービスに関する外国政府をエンドユーザーとする取引における国連指導原則の実施に関するガイダンス](#)」
  - ✓ 外国政府や外国政府に関連する主体による監視製品・サービスの悪用リスクに対処するために、企業に推奨される人権デューディリジェンスのプロセスを定める。8つのステップを提示し、監視技術が人権侵害に利用されるリスクへの対処方法について詳細に解説されている。

### ● 紛争鉱物問題

- Responsible Minerals Initiative (RMI) : Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)
  - ✓ 米国紛争鉱物規制に対応する事業者の実務においてスタンダードとなっているプロセス

### ● 高リスク国・地域に関する勧告

- 米国6政府機関による新疆サプライチェーンビジネス勧告：[中国の新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業者や個人に関する企業のリスクと考慮事項](#)
- 米国6政府機関によるミャンマービジネス勧告：[ミャンマーにおける民主的プロセスの弱体化、汚職の助長、人権侵害の責任を有する事業者や個人に関する企業のリスクと考慮事項](#)

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220015>



## レポートに関するお問い合わせ先

海外調査部米州課



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載